

改正後	改正前
<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一（二十二）（略）</p> <p>二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（ロに該当するものとして届出を行った法人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づきこれらに類する者をいう。ロ及び第二十四号において同じ。）として取引を行う場合に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一（二十二）（略）</p> <p>二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（ロに該当するものとして届出を行った法人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づきこれらに類する者をいう。以下この号及び次号において同じ。）として取引を行う場合に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 当該法人が資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（第二十三条第六号において「特定目的会社」という。）であつて、資産流動化法第四条の規定により届出が行</p>

二十三の二 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）（第二十三条第三項に規定する特定目的会社をいう。第二十三条第六号において同じ。）

イ 資産流動化法第四条第一項の規定による届出が行われた資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画（当該資産流動化計画の変更に係る資産流動化法第九条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該変更後の資産流動化計画。第三項第三号トにおいて同じ。）における特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号において同じ。）に有価証券が含まれ、かつ、当該有価証券の価額が十億円以上であること。

ロ 資産流動化法第二百条第一項の規定により、特定資産（その取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。）が法第二条第三項第二号イに掲げ

られた資産流動化法第一条第四項に規定する資産流動化計画）当該資産流動化計画の変更に係る資産流動化法第九条の規定による届出が行われた場合には、当該変更後の資産流動化計画。第三項第三号トにおいて同じ。）における資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産に有価証券が含まれ、かつ、当該有価証券の価額が十億円以上であること。

（新設）

る場合に該当するものである有価証券に限る。八において同じ。
。の管理及び処分に係る業務を行わせるため信託会社等（資産流動化法第三十三条第一項に規定する信託会社等のうち、適格機関投資家に該当する者をいう。第三項第三号子において同じ。）と当該特定資産に係る信託契約を締結しており、かつ、当該届出を行うことについての当該特定目的会社の社員総会の決議があること。

八 資産流動化法第二百条第三項の規定により、特定資産の管理及び処分に係る業務を当該特定資産の譲渡人である金融商品取引業者（投資運用業を行う者に限る。以下この号及び第三項第三号において同じ。）又は当該特定資産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する金融商品取引業者に委託しており、かつ、当該届出を行うことについての当該特定目的会社の社員総会の決議があること。

二十四～二十六（略）

二十七 外国の法令に準拠して設立された厚生年金基金又は企業年金基金に類するものうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとして金融庁長官に届出を行った者

イ 外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されていること。

ロ 最近事業年度に係る財務計算に関する書類であつて貸借対照表に相当するものにおける資産の総額から負債の総額を控除し

二十四～二十六（略）
（新設）

て得た額（第三項第四号ニ及び第十項において「純資産額」という。）が百億円以上であること。

2 その発行の際にその取得勧誘が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買付けした場合（当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関して法第四条第七項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十七号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者であつた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であつた場合若しくは同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十七号までに掲げる者について第五項に規定する期間を経過している場合を除く。）には、その者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十七号までに掲げる者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十七号までに掲げる者について第五項に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項の規定を適用する。

2 その発行の際にその取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。）が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買付けした場合（当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関して法第四条第七項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者であつた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であつた場合若しくは同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第五項に規定する期間を経過している場合を除く。）には、その者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第五項に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には

3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十七号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この条において「届出者」という。）は、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二（略）

三 第一項第二十三号から第二十四号までに掲げる者に係る届出者次に掲げる事項

イ（略）

ロ 代表者の役職名及び氏名（第一項第二十三号及び第二十三号の二に掲げる者に係る届出者に限る。）

ハ・ニ（略）

ホ 適格機関投資家の種別及び第一項第二十三号イ若しくはロのいずれに該当するかの別、同項第二十三号のニイからハまでのいずれに該当するかの別又は同項第二十四号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

ヘ（略）

ト 資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画の届出

適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項の規定を適用する。

3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十六号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この条において「届出者」という。）は、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、当該届出を行おうとする日の属する年の一月一日から一月を経過する日まで、四月一日から一月を経過する日まで、七月一日から一月を経過する日まで又は十月一日から一月を経過する日までの間に、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二（略）

三 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者に係る届出者次に掲げる事項

イ（略）

ロ 代表者の役職名及び氏名（第一項第二十三号に掲げる者に係る届出者に限る。）

ハ・ニ（略）

ホ 適格機関投資家の種別並びに第一項第二十三号イ若しくはロのいずれに該当するかの別又は同項第二十四号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

ヘ（略）

ト 資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画の届出

日並びに当該資産流動化計画に記載された有価証券の種類及び
価額（第一項第二十三号の二イに該当する場合に限る。）

チ 第一項第二十三号の二ロに規定する信託契約を締結している
信託会社等の名称

リ 第一項第二十三号の二ハに規定する金融商品取引業者の名称
又 第一項第二十三号の二ロ又はハに規定する決議を行った社員
総会の議事の内容

四 第一項第二十七号に掲げる者に係る届出者 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 代表者の役職及び氏名

ハ 主たる事務所の所在地

ニ 最近事業年度に係る純資産額

ホ 第十一項に規定する代理する権限を有する者の商号、名称又

は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所

ヘ 外国において行っている業務及び当該業務の根拠となる法令

4 届出者は、前項に規定する書面を次の各号に掲げる届出者の区分
に応じ、当該各号に定める財務局長又は福岡財務支局長を経由して
金融庁長官に提出しなければならない。

一～三（略）

四 第一項第二十三号から第二十四号までに掲げる者（非居住者を
除く。）に係る届出者 当該届出者の本店若しくは主たる事務所
の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福
岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長

日並びに当該資産流動化計画に記載された有価証券の種類及び
価額（第一項第二十三号ハに該当する場合に限る。）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

4 届出者は、前項に規定する書面を次の各号に掲げる届出者の区分
に応じ、当該各号に定める財務局長又は福岡財務支局長を経由して
金融庁長官に提出しなければならない。

一～三（略）

四 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者を除く
。 ）に係る届出者 当該届出者の本店若しくは主たる事務所
の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財
務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）

五 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る）並びに同項第二十五号から第二十七号までに掲げる者に係る届出者 関東財務局長

5 第三項の規定により届出を行った場合の適格機関投資家に該当することとなる期間は、当該届出が行われた月の翌々月の初日から二年を経過する日までとする。

6 第三項の規定により届出を行った者は、前項に規定する適格機関投資家に該当することとなる期間において、当該届出に係る事項（第三項第一号イ若しくはハ、第二号イ若しくはハ、第三号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハに掲げる事項に限る。）に変更があった場合には、遅滞なく、書面によりその旨を金融庁長官に届け出なければならぬ。

7 (略)

8 金融庁長官は、第三項の規定により届出が行われたときは、当該届出が行われた月の翌々月の初日までに、当該届出を行った者の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所、

五 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る）並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者 関東財務局長

5 第三項の規定により届出を行った場合の適格機関投資家に該当することとなる期間は、当該届出が一月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の三月一日から二年を経過する日まで、四月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の六月一日から二年を経過する日まで、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日から二年を経過する日まで及び十月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の十二月一日から二年を経過する日までとする。

6 第三項の規定により届出を行った者は、前項に規定する適格機関投資家に該当することとなる期間において、当該届出に係る事項（第三項第一号イ若しくはハ、第二号イ若しくはハ又は第三号イ若しくはハに掲げる事項に限る。）に変更があった場合には、遅滞なく、書面によりその旨を金融庁長官に届け出なければならぬ。

7 (略)

8 金融庁長官は、第三項の規定により届出が行われたときは、当該届出が一月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の三月一日までに、四月一日から一月を経過する日

適格機関投資家に該当する期間（第五項に規定する期間をいう。）及び当該届出を行った者が第一項第二十三号口又は第二十四号口に該当するものとして届出を行った者である場合にはその旨を官報に公告しなければならない。

9
（略）

10 第一項第二十三号から第二十四号までに掲げる者に係る届出者の直近日における有価証券の残高又は価額、同項第二十五号に掲げる者に係る届出者の資本金若しくは出資の額又は基金の総額及び同項第二十七号に掲げる者に係る最近事業年度に係る純資産額を本邦通貨に換算する場合には、同項第二十三号から第二十五号まで及び第二十七号に規定する届出の時ににおける外国為替相場（外国為替及び外国貿易法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。

11 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。）並びに同項第二十五号から第二十七号までに掲げる者に係る届出者は、本邦内に本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所を有する者であつて、第三項及び第六項に規定する届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を有するものを定めなければ

までの間に行われた場合はその日の属する年の六月一日までに、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日までに及び十月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の十二月一日までに、当該届出を行った者の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所、適格機関投資家に該当する期間（第五項に規定する期間をいう。）及び当該届出を行った者が第一項第二十三号口又は第二十四号口に該当するものとして届出を行った者である場合にはその旨を官報に公告しなければならない。

9
（略）

10 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者に係る届出者の直近日における有価証券の残高並びに同項第二十五号に掲げる者に係る届出者の資本金若しくは出資の額又は基金の総額を本邦通貨に換算する場合には、同項第二十三号から第二十五号までに規定する届出の時ににおける外国為替相場（外国為替及び外国貿易法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。

11 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。）並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者は、本邦内に本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所を有する者であつて、第三項及び第六項に規定する届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を有するものを定めなければなら

ならない。

12 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。

）並びに同項第二十五号から第二十七号までに掲げる者は、本邦内に本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所を有する者であつて、当該者が取得した有価証券（その発行の際にその取得勧誘が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券に限る。）に係る法第二十三条の十三第一項の規定による告知及び同条第二項の規定による書面の交付に関する一切の行為につき、当該者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

（取得勧誘における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十一条（略）

2 令第一条の四第三号八に掲げる内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる要件に該当することとする。

一（略）

二 次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ〜ハ（略）

ない。

12 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。

）並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者は、本邦内に本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所を有する者であつて、当該者が取得した有価証券（その発行の際にその取得勧誘が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券に限る。）に係る法第二十三条の十三第一項の規定による告知及び同条第二項の規定による書面の交付に関する一切の行為につき、当該者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

（取得勧誘における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十一条（略）

2 令第一条の四第三号八に掲げる内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる要件に該当することとする。

一（略）

二 次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ〜ハ（略）

<p>二 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するもので、令第一条の四第一号若しくは第二号若しくは第一条の七の四第一号若しくは第二号又は口若しくは八に掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限る。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（以下二において「<u>転換債券</u>」という。） 当該償還により取得する有価証券（以下二において「償還有価証券」という。）が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、次に定めるいずれかの場合に該当すること。</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>二 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するもので、令第一条の四第一号若しくは第二号若しくは第一条の七の四第一号若しくは第二号又は口若しくは八に掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限る。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（以下二において「<u>転換債権</u>」という。） 当該償還により取得する有価証券（以下二において「償還有価証券」という。）が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、次に定めるいずれかの場合に該当すること。</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>
--	--